

(案)

資料8

令和7年(2025年)12月17日

横須賀市長 上地克明様

横須賀市環境審議会
委員長 ○○ ○○

環境基本条例、地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例及び
みどりの基本条例の見直しについて（答申）

環境基本条例第25条、地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例第18条及びみどり
の基本条例第24条の規定に基づき、令和6年10月3日付、横環政第82号において諮
問された標記の件について、審議会及び部会を開催して審議・検討してまいりました。
その結果、当審議会の考え方を取りまとめましたので、別添のとおり答申いたします。

(案)

環境基本条例、地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例

及びみどりの基本条例の見直しについて

(答申)

令和7年（2025年）12月17日

横須賀市環境審議会

(案)

1 はじめに

当審議会は、令和6年10月3日付、横環政第82号において、横須賀市長から「環境基本条例」、「地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例」及び「みどりの基本条例」の見直しについて諮問を受けました。

このため、当審議会は、これまで「環境基本条例」については4回の審議会、「地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例」及び「みどりの基本条例」については各4回の部会会議及び都度審議会における報告を行い、これまでの条例の運用状況や実施効果等を勘案し、条例に規定する目的の達成状況を評価するとともに、近年の環境行政に関する課題や関連法令等への対応などについて審議を重ねてまいりました。

今般、「環境基本条例」、「地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例」及び「みどりの基本条例」の見直しに関する審議が終了し、その結果を以下のとおり取りまとめ、答申することとします。

今後、横須賀市が、この答申の趣旨を踏まえて、条例改正等必要な措置を講じ、それぞれの条例に基づく施策等を推進することによって、かけがえのない環境の恵みを将来の世代に引き継いでいくことを切に要望します。

2 環境基本条例について

条例の運用状況や実施効果等について確認・検証を行った結果、基本方針や施策等に規定した環境の保全及び創造に関する取り組みが実施されており、概ね良好であることを確認したことから、条例の目的に寄与しているものと評価します。

したがって、現時点においては条例の改正を要しないものと考えますが、引き続き、条例に基づく施策等を着実に維持・継続し、もって持続的に環境の恵みを享受できる横須賀の実現を図っていくことが重要です。

なお、多様化する環境問題や変化の激しい社会・経済情勢に柔軟に対応するため、今後も見直し規定を適切に運用してください。

3 地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例について

条例の運用状況や実施効果等について確認・検証を行った結果、基本方針や施策等に規定した脱炭素社会への移行に向けた温室効果ガス排出量の削減等及び気候変動適応策の推進に関する取り組みが実施されており、概ね良好であることを確認したことから、条例の目的に寄与しているものと評価します。

こうしたなか、依然として地球温暖化は社会的な課題です。近年、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正等により、建築物の省エネ基準への適合が義務付けられるほか、今後も国が主導し、省エネ基準を引き上げる

(案)

ことが予定されていることから、建築物に由来する排出量削減の重要性は高まりを見せている状況です。

このことを踏まえ、条例制定時から、住宅や建築物を取り巻く環境が変化していることから、省エネに関する条文に建築物に特化した方針の追記、及びそれに伴い条文の見出しを修正する条例改正を行うべきとの結論に至りました。

2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロに向けた取り組みは非常に重要であり、各施策を効果的に進めるため、今後も規定に則り適切に見直しを行ってください。

(改正すべき内容)

① 第12条に(5)を追記

「(5) 住宅、事務所、工場その他の建築物及びその付帯設備のエネルギー消費量を抑制するための施策」

② 第12条及び第13条の見出しの修正

第12条「民生部門・産業部門におけるエネルギーの使用の合理化」

第13条「運輸部門におけるエネルギーの使用の合理化」

4 みどりの基本条例について

同時期に改定する横須賀市みどりの基本計画において、生物多様性地域戦略としても位置付けることから、みどりが持つ機能の中に生物多様性の確保があることを認識し、条文に追記してください。また、みどりの基本計画の策定にあたっては、生物多様性地域戦略とも整合を図る旨についても明記してください。

なお、法令改正や社会情勢に柔軟に対応するため、今後も見直し規定を適切に運用してください。

(改正すべき内容)

① 第4条及び第12条に生物多様性確保の旨追加

第4条(2) みどりは、生物多様性の確保のための基盤となり、多様な生物が生息し、生育し、及び繁殖する場所であることに配慮すること。

第12条 市は、(中略) みどりの快適性、景観、利用及び活用並びに防災に対する配慮の重要性、生物多様性の確保等のみどりの質の向上及びその継続を図るよう努めるものとする。

(案)

② 第9条第2項の連携を図る計画に生物多様性地域戦略を追記

第9条2 市長は、みどりの基本計画の策定を行うに当たっては、
(中略)次に掲げる計画との調整を図り、各計画が相互に連携するよ
うにしなければならない。

(2) 生物多様性基本法（平成20年法律第五十八号）第13条第1項に
規定する市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能
な利用に関する基本的な計画

(案)

資料9

令和7年(2025年)12月17日

横須賀市長 上地克明様

横須賀市環境審議会
委員長 ○○ ○○

「横須賀市環境基本計画2030」の見直しについて（答申）

環境基本条例第9条第3項及び第5項の規定に基づき、令和6年10月3日付、横環政第83号において諮問された標記の件について、審議会を開催して審議・検討してまいりました。

その結果、当審議会の考え方を取りまとめましたので、別添のとおり答申いたします。

(案)

「横須賀市環境基本計画 2030」の見直しについて

(答申)

令和 7 年（2025 年）12 月 17 日

横須賀市環境審議会

1 はじめに

当審議会は、令和6年10月3日付、横環政第82号において、横須賀市長から「横須賀市環境基本計画2030」の見直しについて諮問を受けました。

このため、当審議会は、横須賀市を取り巻く環境や社会・経済情勢の変化に対応し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、これまで5回にわたり審議会を開催し、審議を重ねてまいりました。

今般、「横須賀市環境基本計画2030」の見直しに関する審議が終了し、その結果を以下のとおり取りまとめ、答申することとします。

2 見直しにおける基本的な考え方

令和4年3月の現行計画策定後、計画の基礎的条件の変化に応じて、社会経済情勢や国内外の動向等を踏まえた見直しを行うことは、計画の実効性を高める上で重要です。

- (1) 計画の進捗状況を鑑み、見直しにあたっては、根幹となる環境像や基本目標、体系等の骨格部分については維持すること。
- (2) 基本目標達成の目安となる2029年度（令和11年度）指標、基本目標の実現に向けた施策の方向や取り組みについては、新たな環境課題や法改正に確実に対応するとともに、施策等の進捗状況を精査し、より効率的かつ計画的な推進に向けた改定を行うこと。

3 関連計画との整合

- (1) ゼロカーボンシティよこすか2050アクションプラン、横須賀市みどりの基本計画、横須賀市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画など、各分野別計画の見直しとの整合を図ることで、「自然環境保全」、「地球温暖化対策」、「廃棄物対策」の取り組みを一体的かつ計画的に推進すること。
- (2) 今後、横須賀市みどりの基本計画を生物多様性地域戦略としても位置付ける方針であることを踏まえ、環境基本計画においても「生物多様性保全」にかかる指標を設定し、生物多様性の確保に向けた取り組みをより一層推進すること。

別添

横須賀市環境基本計画 2030

(改定案)

※改定ページ抜粋（黄マーク一箇所）



横須賀市 環境基本計画 2030



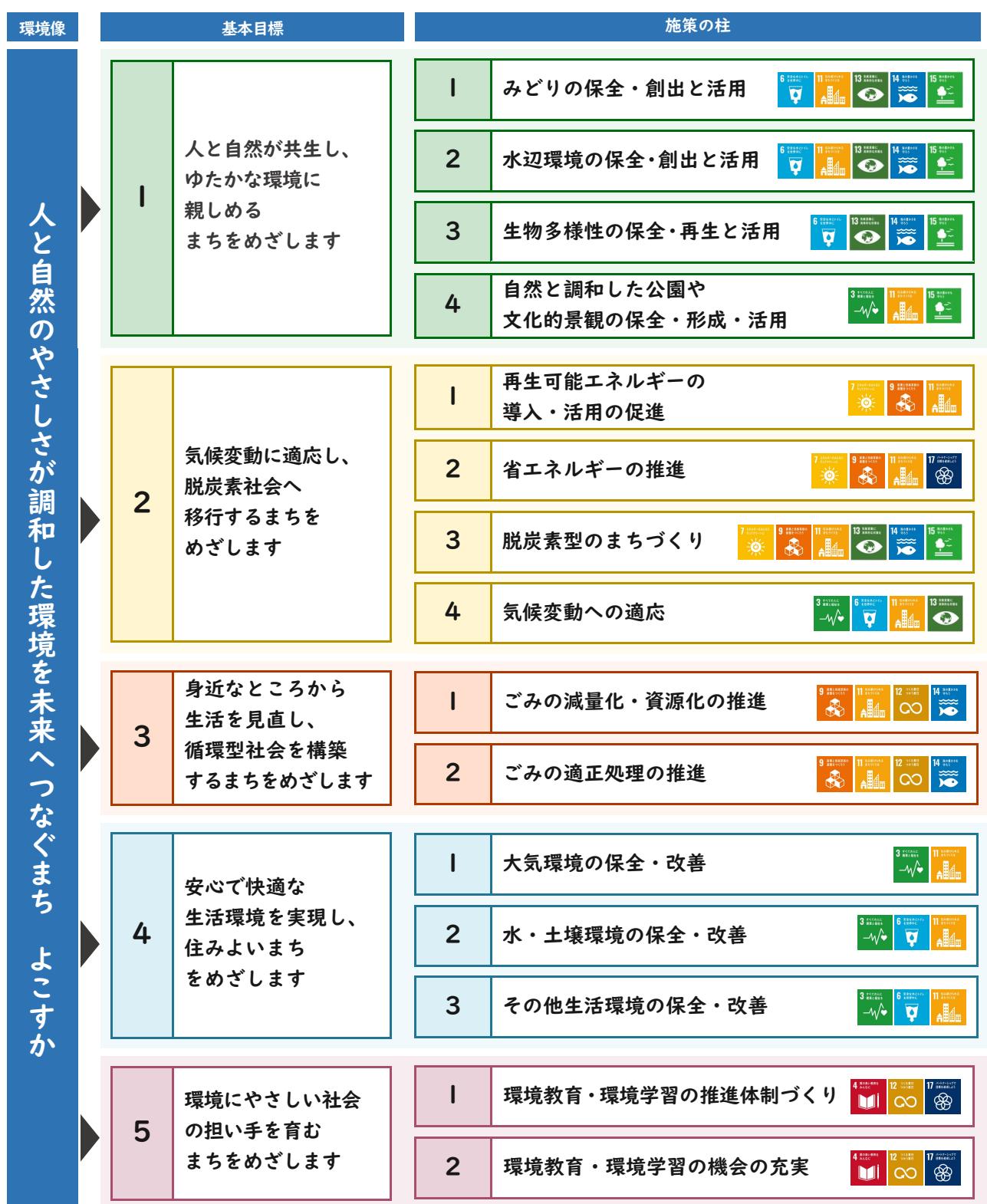
2022年（令和4年）3月

2026年（令和8年）3月一部改定

横須賀市

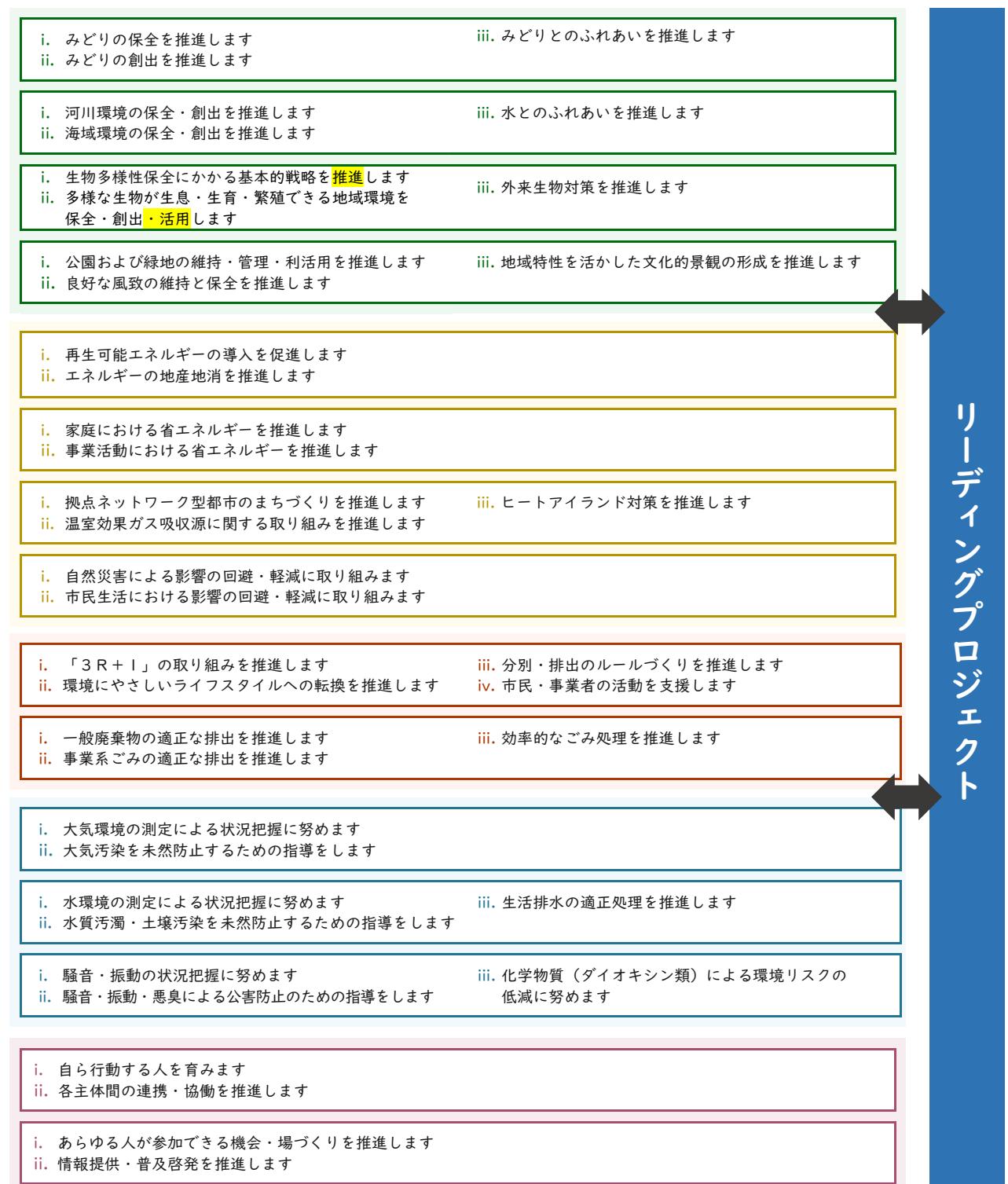
第4章 基本目標の実現に向けた施策の展開

計画の体系図



2026年（令和8年）3月一部改定

施策の方向



基本目標



人と自然が共生し、 ゆたかな環境に親しめるまちをめざします

(1) 基本目標でめざす姿と指標

① 基本目標でめざす姿

本市は、三方を海に囲まれ、丘陵地にみどりが残るなど、首都圏にありながら水辺やみどりの自然環境に恵まれたまちです。

これらの自然環境は、私たちのゆたかな生活を支えている多様な生物の生息・生育・繁殖の場となるだけでなく、人々が身近に自然と親しむことのできる場として本市特有の景観を作り出しており、個性ある都市イメージを形成しています。

こうした自然環境を有する一方、自然災害のリスクを低減することが重要となることから、自然の地形に沿った水系単位での治水対策を行う「流域治水」の考え方や、社会資本整備にあたり自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある地域づくりを進める「グリーンインフラ」の考え方は、まちの防災・減災面においても、重要な役割を担っています。

また、自然環境は、多様な生物が互いにつながりあい、作用することにより、バランスを保ちながら成り立っています。しかし、利便性やゆたかさを追求した私たちの営みにより、生態系バランスが崩れ、多くの種が絶滅の危機にさらされており、結果として、自然から様々な恩恵を受けている私たちの生活にも影響が表れるなど、生物多様性の確保は世界的な課題となっています。

こうした背景から、自然環境は「市民共有の財産」であるという意識を持ち、開発や人の管理が行き届かなくなうことによる自然の質の変化や、外来生物による影響を認識するとともに、生物多様性に配慮しながら、自然環境を適切に保全・創出・活用することが求められます。

また、身近に自然とふれあうことができる場としてだけでなく、災害時には、地域の避難拠点になるなど、市民生活に関わりの深い都市公園や緑地などのオープンスペースについても、整備・管理が進められた姿を目指します。

② 施策の体系

人と自然が共生し、ゆたかな環境に親しめるまちをめざします

施策の柱 1	みどりの保全・創出と活用
施策の柱 2	水辺環境の保全・創出と活用
施策の柱 3	生物多様性の保全・再生と活用
施策の柱 4	自然と調和した公園や文化的景観の保全・形成・活用

③ 基本目標達成の目安となる指標

2026年（令和8年）3月一部改定

2029年度（令和11年度）指標

みどりの保全・創出と活用

- 緑被率（みどりの総量）の維持・向上をめざします：**53.1%**
- 近郊緑地保全区域を維持します：**1,012ha**

生物多様性の保全・再生と活用

- 自然共生サイトの面積を増やします：**193.9ha**

自然と調和した公園や文化的景観の保全・形成・活用

- 都市公園面積を維持し、適切な配置をめざします：**696.1ha**



図4-1 立石公園



図4-2 野比かがみ田緑地



図4-3 谷戸と斜面緑地が近接した市街地

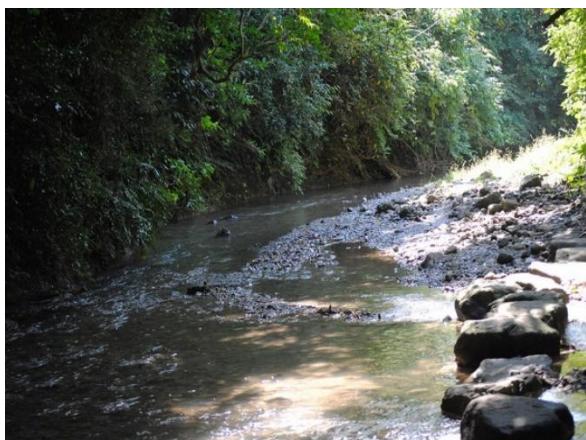


図4-4 前田川

■ これまでの取り組みと課題

三浦半島の中央に位置する本市は、コンパクトな範囲に多様な自然環境が存在し、それぞれの環境に応じた植物や昆虫、水生生物、野鳥など、特徴ある生物を見ることができます。

これらの多様な生物の生息状況や課題を把握するために、博物館や自然環境活動団体と協力した自然環境調査を実施し、ゆたかな自然と親しむためのツールとして、ガイドブックを作成するほか、生物多様性の確保に関する地域の取り組みの検討する際の基礎資料として活用するなど、取り組みを進めてきました。

また、生物多様性を確保するうえで重要な里地里山について、本市では、現在もしくは過去に水田や雑木林などが存在し、それらの要素が人々の生活にとって身近な自然環境となっている地域（里山的環境）を市民、事業者、市の連携により保全・再生・活用する事業を推進してきました。

里山的環境が有する水田や雑木林などの維持管理を継続的に行うことでの生物多様性を確保し、自然と身近にふれあうことのできる場と機会を創出しています。

一方で、かつて三浦半島には存在していなかった外来生物が多く繁殖するようになり、生態系への影響や生活被害を及ぼしていることから、特定の生物だけが突出して優位性を持つことなく、バランスを保てるよう「アライグマ」や「クリハラリス」（台灣リス）などの特定外来生物の防除を行ってきました。

今後も、ゆたかな生物多様性がもたらす生態系サービスに関する理解や生態系保全の重要性に対する認識を深める取り組みを推進するとともに、取り組みを継続して行うための体制づくりが求められます。

また、外来生物の動向に注意を払い、生態系への被害状況や防除の必要性について、広く周知・啓発を図ることが求められます。



図4-7 沢山池の里山（はざかけのようす）



図4-8 沢山池の里山（田植えのようす）



図4-9 クリハラリス（台灣リス）

写真提供：NPO 法人三浦半島生物多様性保全



図4-10 アライグマ

写真提供：関西野生生物研究所

■ 施策の方向と実現に向けた取り組み

2026年（令和8年）3月一部改定

i 生物多様性保全にかかる基本的戦略を推進します

生物多様性の状況は地域固有であることから、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取り組みを進めるためには、各地域の特性に応じた地域戦略に基づき、様々な施策を横断的・総合的に推進することが求められます。

生物多様性地域戦略としても位置付けている「横須賀市みどりの基本計画～生きもののめぐみを未来へつなぐ～」に基づき、生物多様性の損失を防ぎ回復させるとともに活用するための取り組みを推進します。

また、市内の生物多様性保全エリアの「自然共生サイト」への認定を進めるなど、本市の希少な生物や良好な自然環境の保全を効率的かつ一体的に進めます。

ii 多様な生物が生息・生育・繁殖できる地域環境を保全・創出・活用します

生物多様性の確保のためには、様々なオープンスペースのみどりを保全・創出し、より良い状態にしていくことで、生物の生息・生育・繁殖の基盤となる場を確保することが求められます。

これまで、生物多様性を確保するうえで重要な里山的環境の保全・再生を進め、生物の生息・生育・繁殖の基盤となる場を確保するとともに、身近な自然にふれあう場として、活用を進めてきました。

今後も地域の貴重な自然環境の変化に目を配り、里山的環境の保全・再生・活用事業など、市民、事業者、市民団体と協働した取り組みを進めるとともに、保全活動の担い手となる後継者の育成など、生物多様性の確保に関する取り組みを継続して行うための体制を整備します。

iii 外来生物対策を推進します

近年、かつて三浦半島には存在していなかった外来生物が多く繁殖するようになり、主に外来生物による生態系への影響や生活・農業被害が発生しています。

こうしたことから、被害の低減を図るため、今後も「アライグマ」や「クリハラリス」（タイワンリス）など哺乳類の特定外来生物の防除を行うとともに、三浦半島の生態系に影響を及ぼしている「オオキンケイギク」など、植物の特定外来生物の防除についても必要に応じて検討します。

また、外来生物による生態系への被害状況や防除の必要性について、広く周知・啓発を図り、継続的な監視と拡大を防ぐための取り組みを進めます。

■ 市民・事業者ができること（例）

- 里山的環境の保全・再活動などに参加する
- 特定外来生物や有害鳥獣に関する正しい知識を身につける
- ペットは最後まで責任を持って飼う
- 本来その地域に存在しない生物を持ち込まない
- 生物を大切にし、野鳥や昆虫、植物など生物をむやみに持ち帰らない

■ これまでの取り組みと課題

これまで、一般に立ち入ることのできなかった旧軍施設（国有地）の多くが市に譲渡されることを受け、都市公園として整備を進めたほか、買い取りや寄附により市有地となった樹林地を都市公園として位置付け、緑地保全事業を進めてきました。

こうした取り組みを進めた結果、市民一人あたりの都市公園面積は増加し、県内でも公園整備が進んでいる状況です。

また、プロスポーツチームとの連携をはじめとした官民連携事業の取り組みや、都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法である「Park-PFI」事業を進めるなど、本市の活力と個性を支える公園の整備を推進してきました。

これらの公園やオープンスペースは、市民の憩いの場となるだけでなく、生物多様性の確保の拠点や災害時の避難場所となるなど、多様な機能を有しており、市民生活を支える基盤となっている地域資源です。

こうしたことから、今後も安全に長期間使用できるよう適切な維持管理を行い、市民ニーズを踏まえた公園の整備・管理・利活用を進める必要があります。

また、本市には、公園やオープンスペースをはじめとした多様なみどりと水辺環境などの自然的景観に加え、歴史的・文化的資産が数多く存在し、自然環境とともに特徴ある景観を形成しています。

これまでも歴史的・文化的資産の調査や維持管理を進めてきましたが、先人から受け継いだ地域の自然や歴史・文化に根ざした景観、文化財などの地域資源を守り、将来へ継承していくために、適切に保存していくことが求められます。

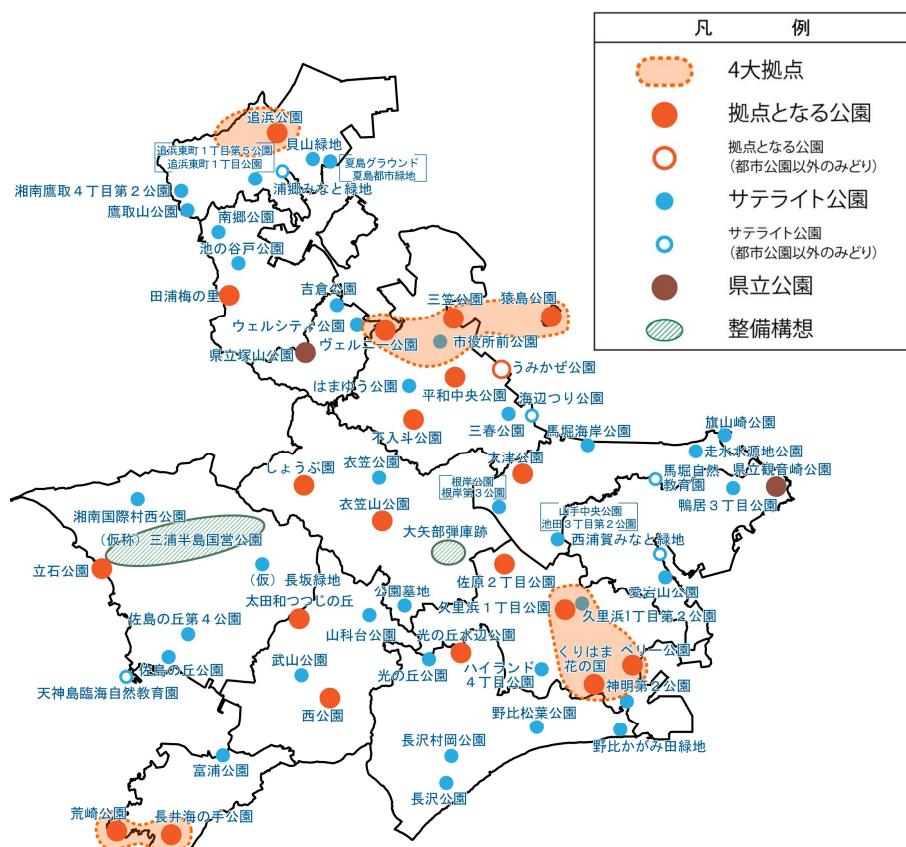


図 4-11 公園の将来像図（2021年度（令和3年度）時点）

資料：横須賀市みどりの基本計画を一部修正

■ 施策の方向と実現に向けた取り組み

i 公園および緑地の維持・管理・利活用を推進します

公園や緑地は、市民の憩いの場や生物多様性の確保の拠点、災害時の避難場所となるなど、多様な機能を有しており、市民生活を支える基盤となっています。

また、まちの魅力や価値の向上に向けた視点からも、都市公園をより柔軟に使いこなし、多様な機能を都市、地域、市民のために発揮できるよう、取り組みを推進します。

取り組みの推進にあたっては「横須賀市都市公園の整備・管理の方針」(2022年(令和4年)3月策定)に基づき、公園・緑地の特性を活かした整備や利活用を行い、地域コミュニティや地域の活性化につなげるとともに、災害時の拠点として、安全に長期間使用できるよう維持・管理を進めます。

ii 良好な風致の維持と保全を推進します

自然的要素に富んだ景観は、都市環境の保全を図るために重要であることから、本市の多様なみどりをはじめとした、自然環境と一体となって形成される良好な風致におけるみどりのあり方について検討します。

また、都市における樹林地、海浜地などの良好な自然的景観およびそれと一緒にとなった史跡名勝などを含む区域の環境を保全し、良好な都市環境を維持することを目的として定める風致地区について、風致地区制度の運用によって適切に維持するとともに保全を推進します。

iii 地域特性を活かした文化的景観の形成を推進します

地域の自然や歴史・文化に根ざした資産は、自然環境とともに本市の文化的景観のシンボルとなっており、地域や市民の誇りとなるものです。

良好な景観形成の核となっている樹木を景観重要樹木として指定するほか、先人から受け継ぎ、守ってきた本市の歴史・文化・自然に関する資産を将来へ継承していくため、文化遺産の保存とその魅力を発信する取り組みを支援し、資源の活用を図ります。

■ 市民・事業者ができること（例）

- ボランティア活動などの取り組みへの積極的な参加
- 地域の自然環境の保全活動への積極的な参加
- 身近な歴史的遺産、文化財の保護

気候変動に適応し、 脱炭素社会へ移行するまちをめざします

(1) 基本目標でめざす姿と指標

① 基本目標でめざす姿

近年、地球温暖化を主な要因とした気候変動や、それに伴う自然災害の甚大化が世界的な課題となっています。

2015年（平成27年）に開催された「COP21」において「パリ協定」が採択され、2020年（令和2年）以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みとして、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの排出量削減に世界共通の課題として取り組むことが示されました。

こうした背景を踏まえ、2020年（令和2年）10月には、國の方針として、2050年（令和32年）までに温室効果ガス排出量を全体として実質ゼロにすることを表明するとともに、2021年（令和3年）10月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」において、2030年度（令和12年度）に2013年度（平成25年度）比で46%の削減目標を掲げるなど、国内外における脱炭素化の流れが加速しています。

本市においても、2021年（令和3年）1月に「横須賀市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、同年10月には「地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例」を制定するなど、2050年（令和32年）までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする脱炭素社会への移行に向け、地球温暖化に関する取り組みが重要となることから、温室効果ガス排出量を削減する「緩和策」の取り組みと、地球温暖化の影響で顕在化している、または将来予測される気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応策」の取り組みをより一層推進していくことが求められます。

市域における温室効果ガス排出量削減のためには、再生可能エネルギーなどのカーボンフリー電力の導入・活用やエネルギーを効率よく使う省エネルギーの取り組みを進めるとともに、グリーンカーボンやブルーカーボンを活用した吸收源対策など、地域特性を活かした取り組みを進め、脱炭素型のまちづくりを目指す必要があります。

併せて、ゆたかな自然環境や丘陵地が存在する本市の地形を踏まえ、気候変動がもたらす自然災害による被害を回避・軽減するための防災面の取り組みを進め「緩和策」と「適応策」により、地球温暖化対策を総合的に推進し、気候変動に適応した脱炭素社会へ移行するまちを目指します。

② 施策の体系

気候変動に適応し、脱炭素社会へ移行するまちをめざします

施策の柱1	再生可能エネルギーの導入・活用の促進
施策の柱2	省エネルギーの推進
施策の柱3	脱炭素型のまちづくり
施策の柱4	気候変動への適応

③ 基本目標達成の目安となる指標

2026年（令和8年）3月一部改定

2029年度（令和11年度）指標

再生可能エネルギーの導入・活用の促進

- 公共施設における電気の再生可能エネルギー化を推進します：**50%**

省エネルギーの推進

- エネルギー消費量の削減をめざします：**2013年度比18%削減**

脱炭素型のまちづくり

- 温室効果ガス排出量の削減をめざします：**2013年度比46%削減**

横須賀市ゼロカーボンシティ宣言

現在、地球規模で進んでいる地球温暖化については「パリ協定」の目標達成に向か、2020年（令和2年）10月に、国の方針として「2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロ」にすることを表明しました。

本市においても、脱炭素社会への移行に向けた取り組みを進めていく姿勢を表明するため、2050年（令和32年）までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「横須賀市ゼロカーボンシティ」を宣言しました。

近年、世界中で異常気象が発生し、日本各地においても、猛暑や豪雨による自然災害が頻発するなど、気候変動の影響が顕在化しています。

今後、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの増加による地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨などの気候変動のリスクは更に高まることが予測されており、こうしたリスクを低減させるためには、私たち一人ひとりが当事者としての危機感を持つことが重要です。

こうした背景から、本市では「2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロ」を目指し、脱炭素社会への移行に向けた姿勢を示すための条例を制定するとともに、市民・市民団体・事業者と連携して地球温暖化対策の取り組みを進めていくことを、ここに宣言します。

令和3年（2021年）1月29日

横須賀市ゼロカーボンシティ宣言

近年、世界中で異常気象が発生し、日本各地においても、猛暑や豪雨による自然災害が頻発するなど、気候変動の影響が顕在化しています。

今後、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの増加による地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨などの気候変動のリスクは更に高まることが予測されており、こうしたリスクを低減させるためには、私たち一人ひとりが当事者としての危機感を持つことが重要です。

こうした背景から、本市では「2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロ」を目指し、脱炭素社会への移行に向けた姿勢を示すための条例を制定するとともに、市民・市民団体・事業者と連携して地球温暖化対策の取り組みを進めていくことを、ここに宣言します。

令和3年（2021年）1月29日

横須賀市長 井伊亮明

身近なところから生活を見直し、 循環型社会を構築するまちをめざします

(1) 基本目標でめざす姿と指標

① 基本目標でめざす姿

私たちの生活は、多くのモノによって支えられ、より便利で豊かなものになりましたが、大量生産と大量消費を繰り返す経済・社会システムは、限りある資源やエネルギーを消費し、多くの廃棄物をもたらしました。

その結果、廃棄物処理にかかる社会的コストの増大や最終処分場の不足、適正な処理がなされないまま廃棄されたものが自然環境に負荷を与えるといった問題が顕在化しています。

近年では、様々な理由により、まだ食べられるにもかかわらず食品が大量に廃棄されてしまう「食品ロス」や、プラスチック製品が適正に処分されないことで生態系に影響を及ぼす海洋プラスチックごみが大きな問題となるなど、廃棄物に関する問題も多様化しています。

本市においては「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき「3R」の取り組みを推進するとともに、ごみ処理に関する課題の解決に向け、2020年（令和2年）には、横須賀ごみ処理施設（エコミル）を稼働するなど、ごみ処理の広域化を進めてきました。

また、2020年（令和2年）9月に「海洋都市横須賀 海洋プラスチックごみ対策アクション宣言」を行い、世界的な問題となっている海洋プラスチックごみに関する取り組みを推進する体制づくりを進めるなど、総合的な取り組みを推進してきました。

今後は、これまでの取り組みに加え、海洋プラスチックごみの対応や自然災害による災害廃棄物への対応、サーマルリサイクルやケミカルリサイクルといったエネルギー資源の有効活用を進めるなど、経済活動や生活様式の変化に伴うごみの質の変化を捉え、適正な処理コストの負担と安定的なごみ処理を推進していくことが求められます。

環境への負荷を低減した循環型社会を構築するためには、社会全体で資源を大切に使う意識を醸成することが求められることから、一人一人が身近なところから生活を見直し、廃棄物の減量化・資源化・適正処理のために行動することが、より一層重要となります。

② 施策の体系

身近なところから生活を見直し、循環型社会を構築するまちをめざします

施策の柱 1	ごみの減量化・資源化の推進
施策の柱 2	ごみの適正処理の推進

③ 基本目標達成の目安となる指標

2026年（令和8年）3月一部改定

2029年度（令和11年度）指標

ごみの減量化・資源化の推進

- ごみの排出量を削減します：104,061t (2023年度比7.2%削減)
- ごみの資源化率を向上します：33.0% (2023年度比0.6%向上)

海洋都市横須賀 海洋プラスチックごみ対策アクション宣言

近年、海洋プラスチックごみによる環境汚染が世界規模の課題となっており、「G20 大阪サミット」において共有された、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を2050年（令和32年）までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向けた取り組みや、国の「プラスチック資源循環戦略」に基づく取り組みの推進など、プラスチックごみ対策が国内外で展開されています。

こうした背景を踏まえ、三方を海に囲まれ、豊富な海産物や美しい景観など、海から多くの恵みを享受してきた本市として、海洋プラスチック問題に積極的に取り組んでいく旨の宣言を表明しました。

私たちは、海から生まれました。

そして私たち横須賀にとって、海は特別な存在です。

豊富な海産物や美しい景観、マリンレジャーに適した環境など、豊かな海からさまざまな恩恵を受けています。

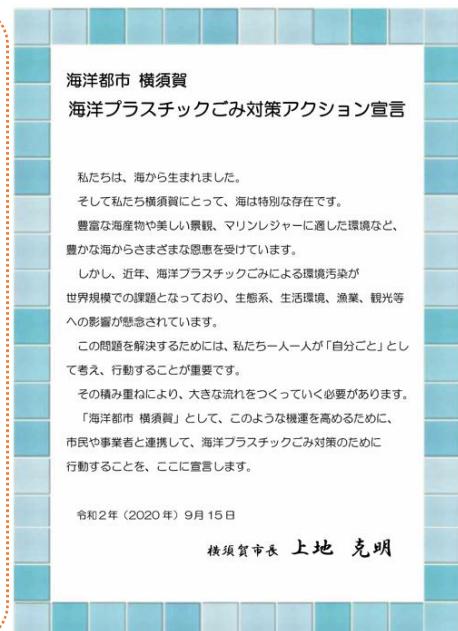
しかし、近年、海洋プラスチックごみによる環境汚染が世界規模での課題となっており、生態系、生活環境、漁業、観光等への影響が懸念されています。

この問題を解決するためには、私たち一人一人が「自分ごと」として考え、行動することが重要です。

その積み重ねにより、大きな流れをつくっていく必要があります。

「海洋都市 横須賀」として、このような機運を高めるために、市民や事業者と連携して、海洋プラスチックごみ対策のために行動することを、ここに宣言します。

令和2年（2020年）9月15日



YOKOSUKA

海洋プラスチックごみ対策アクション宣言

図 4-16 「海洋プラスチックごみ対策アクション宣言」ロゴマーク

(案)

資料 10

令和7年(2025年)12月17日

横須賀市長 上 地 克 明 様

横須賀市環境審議会

委員長 ○○ ○○

「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン」の
見直しについて（答申）

環境基本条例第24条第2項第3号の規定に基づき、令和6年10月3日付、横環政第83号において諮詢された標記の件について、同日付で温暖化対策推進部会に付託し、これまでに4回の部会会議と、その都度の審議会での報告による審議を重ねてまいりました。その結果、当審議会の考え方を取りまとめたので、別添のとおり答申いたします。

(案)

「ゼロカーボンシティ よこすか 2050 アクションプラン」
の見直しについて

(答申)

令和 7 年（2025 年）12 月 17 日

横須賀市環境審議会

(案)

1 はじめに

当審議会は、令和6年10月3日付、横環政第82号において、横須賀市長から「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン」の見直しについて諮詢を受け、同日付で温暖化対策推進部会に付託しました。

これを受け、当審議会及び部会は、横須賀市を取り巻く環境や社会・経済情勢の変化に対応し、地球温暖化対策及び気候変動への対応に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、これまで4回の部会会議、およびその都度の審議会での報告による審議を重ねてまいりました。

今般、「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン」の見直しに関する審議が終了し、その結果を以下のとおり取りまとめ、答申することとします。

2 見直しにおける基本的な考え方

令和4年3月の現行計画策定後、計画の基礎的条件の変化に応じて、社会経済情勢の変化や国内外の環境施策の動向等を踏まえた見直しを行うことは、計画の実効性を高める上で重要ですので、以下のとおり基本的な考え方を示します。

- (1) 計画の進捗状況を鑑み、根幹となる基本方針、体系等の基本理念については維持すること。
- (2) 基本目標達成の目安となる2029年度（令和11年度）の指標、基本目標の実現に向けた施策の方向や取り組みについては、法改正等に対応するとともに、施策等の進捗状況を精査し、より効果的な施策の推進に向けて改定を行うこと。

3 関連計画との整合

横須賀市環境基本計画2030、横須賀市みどりの基本計画、横須賀市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画など、各分野別計画の見直しとの整合を図ることで、「地球温暖化対策」と「自然環境保全」、「廃棄物対策」などの取り組みを一体的かつ計画的に推進すること。

(案)

4 見直しの概要

(1) 区域施策編の削減目標の見直し

国の交付金を活用した補助など、計画策定以降に追加的な施策を実施していることを踏まえ、削減目標を引き上げる。

現状の削減目標	見直し後
2029 年度 43% 削減	2029 年度 46% 削減

(2) 指標の見直し

再生可能エネルギー設備への助成を開始したこと、及び当初の認識と実情に乖離がある状態であり、現実に即した項目や数値設定を行うべきと考え、指標を見直す。

ア 再生可能エネルギー発電設備、蓄電池への助成件数

現状の指標	見直し後
2029 年度 1,000 件	2029 年度 1,760 件

イ 藻場の保全活動対象面積

現状の指標	見直し後
藻場の保全活動対象面積 (200ha)	藻場の回復面積 (3ha)

ウ 関連計画の見直しに伴い変更する指標

プランの指標のうち、他の関連計画において目標値を定めているものについては、関連計画の見直しに合わせ指標を更新する。

- ・緑被率の指標 (53.2%)
- ・ごみの排出量 (104,061 t)
- ・資源化率 (33.0%)

(案)

5 付帯意見

部会、及び審議会において「地球温暖化対策の推進に関する法律」及び「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に基づく、促進区域の設定について議論を重ねてきましたが、一定の結論に至らず、継続して審議することとなりました。

促進区域の設定は、計画の実効性を高め、温室効果ガス排出量の削減目標を達成するために必要と考えます。

今後も継続して、検討を進め、審議会での議論を踏まえたうえで、早期に結論を見出すよう申し添えます。

(案)

別添

「ゼロカーボンシティ よこすか 2050 アクションプラン」
(改定案)

※改定ページ抜粋（黄マーク一箇所）

ゼロカーボンシティ よこすか 2050 アクションプラン



2022年(令和4年)3月
2024年(令和6年)3月(一部改定)

横須賀市

2026年(令和8年)3月(一部改定)

第3章 計画の基本的事項

I 市域施策編における基本的事項

(1) 計画の基準年度

基準年度は国および神奈川県の方針と同様に 2013 年度（平成 25 年度）とします。

【基準年度】2013 年度（平成 25 年度）：国および神奈川県の方針と同様

(2) 目標年度および計画期間

目標年度は本市の基本構想・基本計画と整合を図り 2029 年度（令和 11 年度）とします。

【目標年度】2029 年度（令和 11 年度）

市の基本構想・基本計画の計画期間と整合を図り設定

【計画期間】2022 年度（令和 4 年度）～2029 年度（令和 11 年度）

(3) 対象となる温室効果ガス

温対法第 2 条第 3 項に定められた以下の 7 種類のガスとします。

表 3-1 対象となる温室効果ガス

温室効果ガスの種類	主な排出活動
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源 CO ₂ 燃料の使用、他人から供給された電気の使用、他人から供給された熱の使用
	非エネルギー起源 CO ₂ 工業プロセス、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用など
メタン (CH ₄)	工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕作、家畜の飼育および排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用など、廃棄物の埋立処分、排水処理
一酸化二窒素 (N ₂ O)	工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕地における肥料の施用、家畜の排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用など、排水処理
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	クロロジフルオロメタンまたは HFCs の製造、冷凍空気調和機器、プラスチック、噴霧器および半導体素子など製造、溶剤などとしての HFCs の使用
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	アルミニウムの製造、PFCs の製造、半導体素子などの製造、溶剤などとしての PFCs の使用
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	マグネシウム合金の鋳造、SF ₆ の製造、電気機械器具や半導体素子などの製造、変圧器、開閉器および遮断器その他電気機械器具の使用・点検・排出
三ふっ化窒素 (NF ₃)	NF ₃ の製造、半導体素子などの製造

資料：「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）（Ver1.0）」

（平成 29 年 3 月環境省）を基に作成

（4）計画の削減目標の考え方

本計画の温室効果ガス排出量の削減目標は、計画期間である2029年度（令和11年度）における中期目標および国の方針に基づき2050年度（令和32年度）における長期目標を設定します。

長期目標は国の削減方針と同様に脱炭素社会を目指すとともに「2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ」とし、中期目標は現状から追加的な対策を行わない場合（現状趨勢ケース）の2020年度（令和2年度）における将来推計を行い、この現状趨勢ケースの排出量に基づき新たな対策の実施による削減効果を減じることで算定しました。

表3-2 目標年度と削減目標の考え方

目標年度	目標の考え方	設定する削減目標
中期目標 (2029年度)	<ul style="list-style-type: none"> • 国の削減目標（46%）を考慮しつつ、部門ごとに実施可能な取り組みの削減効果を積み上げて設定 • 現状趨勢ケースの排出量から、新たに実施する対策の削減量の積上値を減じて設定 	<ul style="list-style-type: none"> • 温室効果ガス削減量 • 二酸化炭素削減量（部門別）
長期目標 (2050年度)	<ul style="list-style-type: none"> • 国の削減方針と同様に脱炭素社会を目指す • 2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ 	<ul style="list-style-type: none"> • 温室効果ガス削減量 • 二酸化炭素削減量

①中期目標の算定

中期目標は、本計画に基づく対策効果の積み上げ値を推計し、これにさらに国・県の取り組み、技術革新により期待される効果を減じた排出量を目標値とします。

目標年度の排出量の算定は以下の式により求めます。

$$\text{中期目標年度の排出量} = \text{現状趨勢ケースの排出量} - \text{対策による削減量}$$

また、2025年度（令和7年度）に見直しを行い、参考値として掲げた「2030年度（令和12年度）46%削減」を1年前倒し、計画の目標年度である2029年度に46%削減することを目標としました。

②長期目標

国の削減方針と同様に脱炭素社会を目指し「2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ」とします。

二酸化炭素排出量実質ゼロ

：二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林などの吸収による吸収量が等しくなり、計算上、二酸化炭素排出量が実質的にゼロとなる状態のこと

（5）温室効果ガス排出量の将来推計（現状趨勢）

国、神奈川県、本市の統計データや将来予測データを参考に2030年度（令和12年度）までの温室効果ガス排出量（現状趨勢）を推計しました。

なお、2030年度（令和12年度）以外の各年度の将来推計値については、2030年度（令和12年度）まで直線的に変化すると仮定しています。

現状趨勢ケースの推計は、環境省公表の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル 算定手法編 Ver.1.0」（以下「マニュアル」という。）に基づき算定しました。（前計画策定時から国のマニュアルが改定されていることから、前計画の算定方法とは異なる算定手法を用いています。）

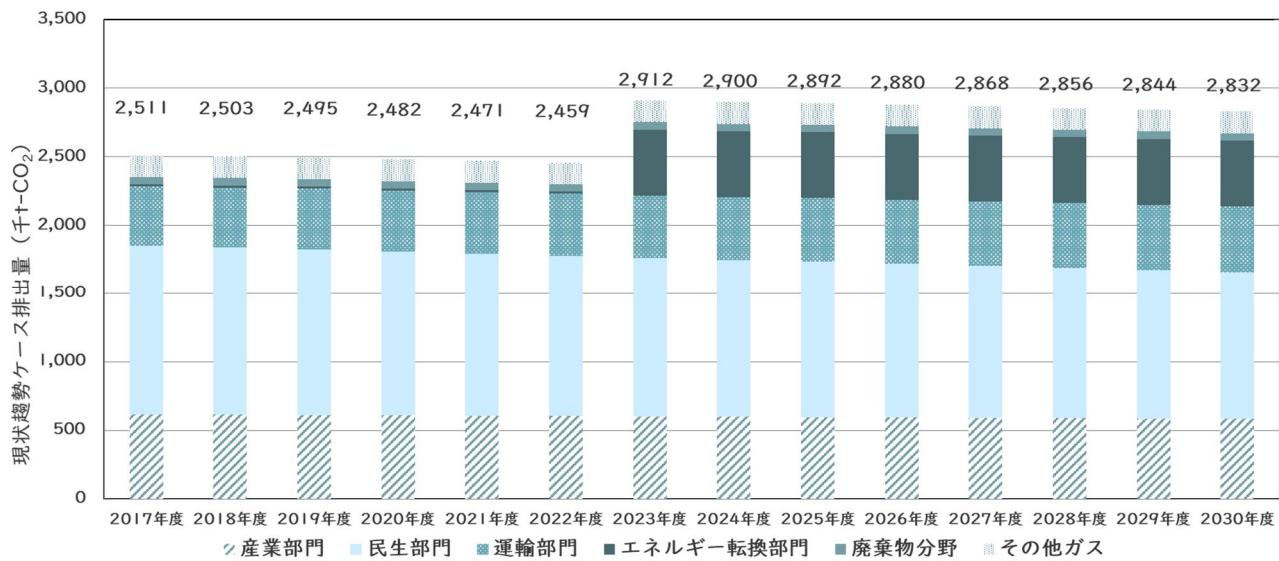


図3-1 温室効果ガス排出量の将来推計

※2023年度以降のエネルギー転換部門には横須賀火力発電所の排出量が含まれます

（6）計画の削減目標

温室効果ガス排出量の削減目標は、国の「地球温暖化対策計画」で定める目標年度と整合を図るため、2050年度を長期目標年度、市の上位計画との整合を図るため2029年度（令和11年度）を中期目標年度とします。

中期目標、長期目標はそれぞれ以下のとおりとします。

なお、基準年度は国の基準年度と整合を図り、2013年度（平成25年度）とします。

基準年度：2013年度（平成25年度）

目標年度：中期目標 2029年度（令和11年度）

長期目標 2050年度（令和32年度）

削減目標：中期目標 基準年度比で2029年度（令和11年度）に46%削減

長期目標 脱炭素社会を目指し、2050年度に二酸化炭素排出量
実質ゼロ

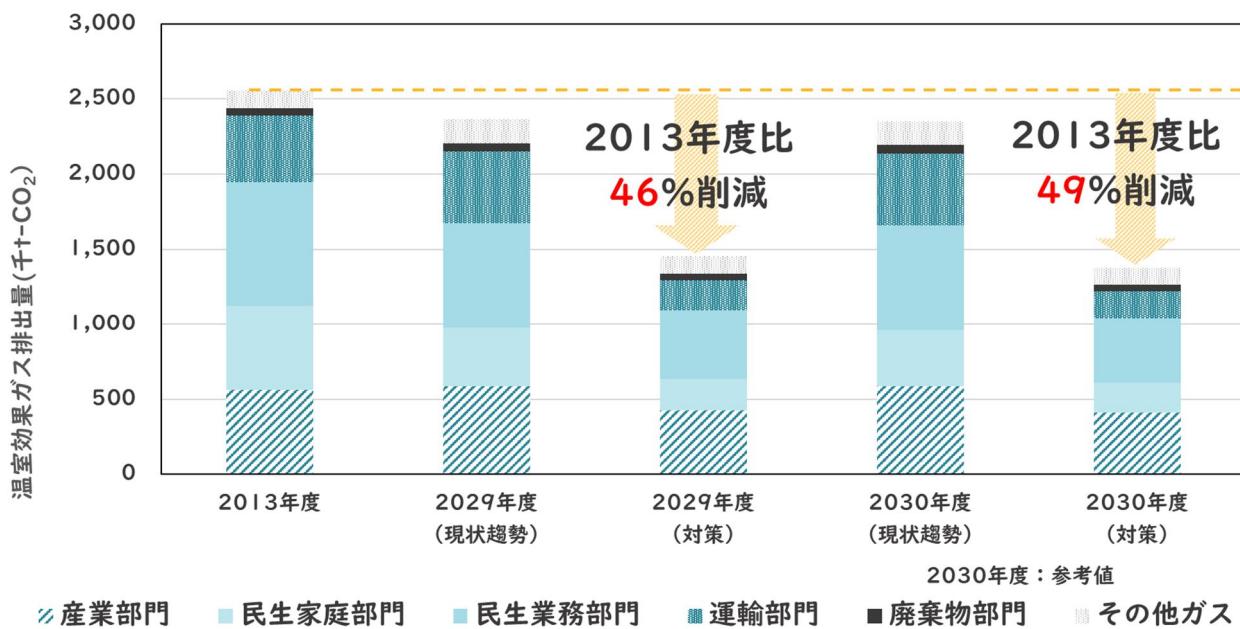


図3-2 市域施策編における基準年度および目標年度の温室効果ガス排出量

※2029年度、2030年度の現状趨勢および対策ケースには、エネルギー転換部門を算入していません。

詳細は33ページをご覧ください。

本計画に基づく施策を最大限に実施し、2029年度（令和11年度）において基準年度比40%削減の達成に向けて取り組むとともに、国が目指す削減目標に向けて、国・県による対策や技術革新による削減効果を積み上げて目標を設定します。

表3-3 基準年度および目標年度の温室効果ガス排出量

単位：千t-CO₂

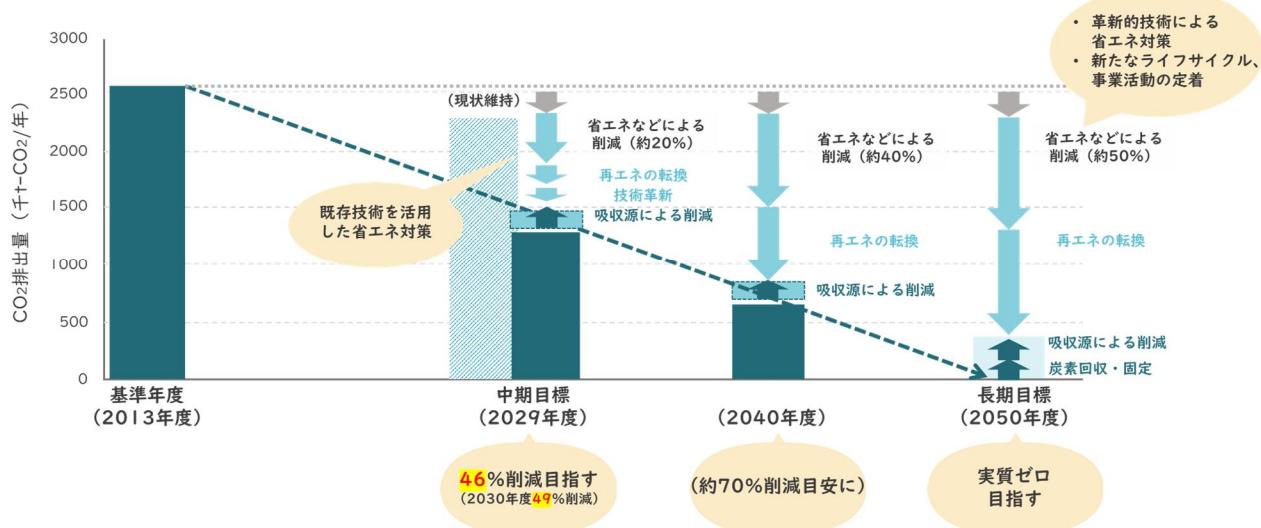
部 門	2013 年度	2029 年度（目標年度）		2030 年度（参考）	
		排出量	削減率	排出量	削減率
二酸化炭素					
産業部門	2,439	1,296	47%	1,219	50%
民生家庭部門	562	421	25%	406	28%
民生業務部門	565	217	62%	203	64%
運輸部門	820	451	45%	427	48%
廃棄物部門	445	165	63%	142	68%
その他ガス	47	42	11%	41	13%
合計 (技術革新などによる削減効果を含む)	2,554	1,379	46%	1,301	49%

<削減効果の内訳>

本計画に基づく対策による効果	—	-1,020	40%	-1,091	43%
技術革新などによる効果	—	-155	6%	-162	6%

長期目標として2050年度に脱炭素社会すなわち二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すにあたり、温室効果ガス排出量の削減目標のマイルストーンを設定とともに、取り組み内容についてロードマップを作成します。ロードマップは、将来のビジョンをあらかじめ定義しておき、現在からその将来像に至る道筋を描く「バックキャスト」という手法で作成しました。

本計画期間後の取り組みについては、次期計画において追加的な施策や事業を検討し、さらなる温室効果ガス排出量の削減に取り組む考えです。



	→ 2029年度（中期目標）	→→ 2040年度	→→ 2050年度（長期目標）
民生家庭・業務部門の取組	家庭、事業所の省エネ促進 ZEH、ZEBに向けた設備等の普及	家庭、事業所の省エネ定着 ZEH、ZEB の促進	
運輸部門の取組	公共交通機関の利用促進 地域交通のスマート化 次世代自動車の普及促進（50%）	地域交通の脱炭素化 次世代自動車の普及促進（100%）	
廃棄物部門の取組	ごみ減量化の促進 プラごみのケミカルリサイクルの推進	ごみ減量化の促進 ごみ処理の脱炭素化の推進	
産業部門の取組	各業界の取組の推進 市内工場・事業所への働きかけ		
	脱炭素技術※1の研究等の支援	脱炭素技術の普及促進	
再生可能エネルギー導入	再エネの導入促進（市内） 再エネ電力※2の活用促進（相当）	（電力消費量の3割） 再エネの導入促進（市外からの調達）	
吸収源対策	森林整備の促進 カーボンオフセット		
	藻場の再生・保全		
炭素の回収・固定	炭素の回収・固定技術の研究等の支援	炭素の回収・固定技術の普及促進	

※1 脱炭素技術：主に製造業を対象とした燃料の転換や、製造過程における温室効果ガス排出削減に資する技術

※2 再エネ電力：新電力等を通じた、再生可能エネルギーにより発電した電力の購入

図3-3 長期的な2050年度までの温室効果ガス排出量の削減見込みと脱炭素社会の実現に向けたロードマップ

第4章 目標達成に向けた施策（緩和策／市域施策編）

I 計画の基本方針（I）～（4）に基づく施策

基本方針（I） 再生可能エネルギー導入・活用の促進

【めざす姿】

再生可能エネルギーのさらなる導入拡大と誰もが利用できる環境を整え、家庭・事業所などにおける活用を促進するとともに、エネルギーの地産地消により環境保全と安定供給の実現を図ります。

【課題と取り組みの方向性】

二酸化炭素排出量の実質ゼロに向けて、省エネルギーの取り組みの推進と、再生可能エネルギーへの転換を併せて進める必要があります。再生可能エネルギーの導入に関しては、これまでに再生可能エネルギーの普及啓発や実証事業などを実施してきており、市内の太陽光発電設備の導入量は2019年度（令和元年度）で39,960kWでしたが、脱炭素社会への移行に向けてさらなる導入促進を図る必要があります。

家庭や事業所への太陽光発電設備や自家消費するための機器の導入、事業者による発電事業の実施などに対する多面的な支援を通じて地球温暖化対策を促進するとともに、自立分散型電源のシステム構築を推進することで、非常時における安全・安心を確保し、その効果を市民や事業者へ公表して設備導入の促進を図ります。

さらに、市内の再生可能エネルギーの地産地消を推進することで、市外に流出していた電気料金を市内で循環させ、温暖化対策と同時に地域経済の活性化や産業振興を目指します。

なお、一定規模を超える太陽光発電システムを導入する際には、緑被率への影響、土砂災害への影響、景観への影響などを検討したうえで導入することが求められます。

自立分散型電源

：再生可能エネルギーなど比較的小規模で、かつ様々な地域に分散しているエネルギーの総称

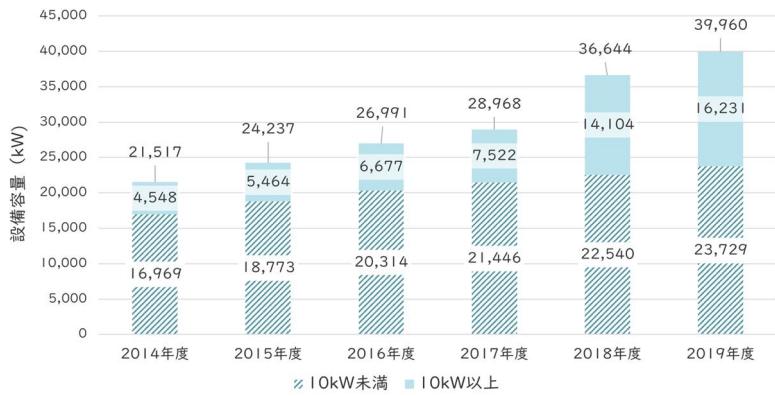


図4-1 市内の再エネ導入量※の推移

※固定価格買取制度により認定を受けた太陽光発電の設備容量（累積）

資料：固定価格買取制度 情報公表用ウェブサイトを基に作成

【主な施策】

施策の分野① 再生可能エネルギーの導入・活用と普及促進

施策の項目	施策
i 新エネルギーなどの導入促進	<p>ア. 再生可能エネルギー（太陽光、バイオマス、風力、水力など）や水素エネルギーなどの普及啓発および導入促進を図ります。</p> <p>イ. 既存太陽光発電システムの自家消費を促進します。</p> <p>ウ. 太陽光発電システムの災害・停電時の非常用電源としての活用を促進します。</p> <p>エ. 市民や事業者などへ新エネルギーに関する情報を発信します。</p> <p>オ. 間伐材などについて木質バイオマス資源としての有効利用について検討します。</p>
ii 自立分散型電源の推進	<p>ア. 再生可能エネルギーを活用した自立分散型電源の活用やスマートグリッドの実証などについて検討します。</p> <p>イ. 家庭や事業所における再生可能エネルギーおよび蓄電池の災害時の活用を見据えた普及啓発を図ります。</p>
iii 再生可能エネルギーを活用した電力の利用促進	<p>ア. 再生可能エネルギー電力の供給および活用を促進します。</p> <p>イ. 市民や事業者などに対して市内の再生可能エネルギー発電電力の活用を促し、エネルギーの地産地消を促進します。</p>

【指標】

施策の分野	指標		
	項目	単位	目標
①再生可能エネルギーの導入・活用と普及促進	・ 再生可能エネルギーの発電容量（累計）	kW	100,000
	・ 再生可能エネルギー発電設備、蓄電池への助成件数（累計）	件	1,760
	・ 公共施設への再生可能エネルギー発電設備の設置割合	%	50

基本方針（3） 脱炭素型都市への移行

【めざす姿】

恵まれた自然環境を生かした快適な都市空間を形成するとともに、温室効果ガス排出量が少ない公共交通機関の利用促進などを通じて、低炭素型社会から脱炭素型社会へ都市機能・構造の改善に取り組みます。

【課題と取り組みの方向性】

電力や燃料の使用の他に、移動時においても温室効果ガスが発生します。そのため、マイカーなどの自動車利用の軽減を図るとともに、燃費の良い自動車や走行時に温室効果ガスを排出しない次世代自動車の普及促進に取り組む必要があります。今後も産学官が一体となってスマートモビリティの社会実装を進める「ヨコスカ×スマートモビリティ・チャレンジ」を展開するとともに、公共交通機関の利用促進など、温室効果ガス排出量が少ない移動手段の普及促進を図ります。

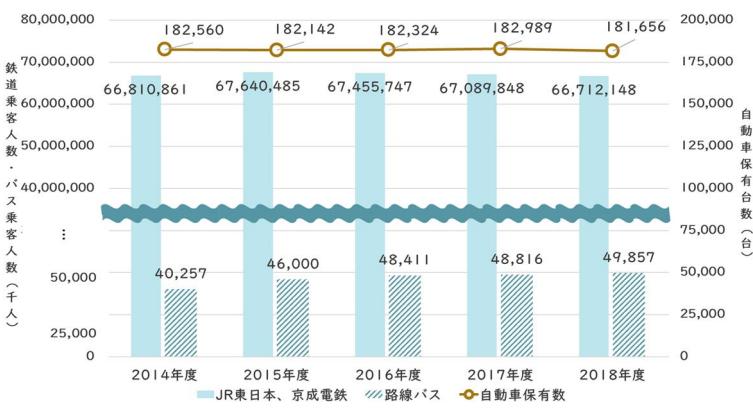


図4-3 公共交通利用者数（鉄道、バス）と
自動車保有台数の推移

資料：令和元年度版、令和2年度版横須賀市統計書を基に作成
温室効果ガス排出量が少ない移動手段の普及促進を図ります。

また、本市の地理的特性として、丘陵や山林が多く三方を海に囲まれているため、市域には樹林地があり、沿岸には藻場が点在しています。これらの森林や近海の藻場は、二酸化炭素の吸収・固定による地球温暖化の防止や、気温上昇の緩和など多面的な機能を有しており、適切に整備・管理することにより二酸化炭素の吸収源として認められています。樹林地の保全や、藻場の再生・保全に取り組むことで、吸収源対策も推進していきます。

【主な施策】

施策の分野① 拠点ネットワーク型都市づくり

施策の項目	施策
i 拠点ネットワーク型 都市づくり	<p>ア. コンパクトな市街地の形成を推進し、エコエネルギー化について検討します。</p> <p>イ. 拠点と居住地を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの充実を図ります。</p> <p>ウ. 公共交通機関など温室効果ガス排出量の少ない移動の普及啓発を図ります。</p>
ii 自動車利用の軽減	<p>ア. モーダルシフトについての普及啓発を進めます。</p> <p>イ. ワークスタイル（テレワーク、時差出勤）の転換促進による自動車利用の抑制を図ります。</p> <p>ウ. ICTの活用や最新技術の導入などにより、自動車以外の移動手段の多様化と公共交通機関の移動円滑化を図ります。</p>

施策の項目	施策
ii 自動車利用の軽減	<p>エ. 地産地消の推進による輸送に伴うエネルギー消費削減を図ります。</p> <p>オ. 地域公共交通の利便性向上および利用促進を図ります。</p> <p>カ. 自転車の利用促進を図ります。</p>
iii 次世代自動車の普及 促進	<p>ア. クリーンエネルギー自動車（電気自動車など）の普及啓発を進めます。</p> <p>イ. 市内企業への支援により、クリーンエネルギー自動車を活用した地域の活性化を図ります。</p> <p>ウ. 電気自動車の購入や、充電設備の設置を支援することで、電気自動車の導入を促進します。</p> <p>エ. 電気自動車の災害時における防災電源としての利用を促進します。</p> <p>オ. エコドライブに関する情報提供および普及啓発を進めます。</p>

モーダルシフト

：トラックによる幹線貨物輸送を、地球に優しく、大量輸送が可能な海運または鉄道に転換すること

施策の分野② みどりの保全と創出【吸収源対策】

施策の項目	施策
i 緑地保全および緑化の推進	<p>ア. グリーンカーボンとして温室効果ガス吸収源となる森林の保全に努めるとともに、炭素貯留に寄与する農地の保全を促進します。</p> <p>イ. 「みどりの基本条例」や「横須賀市みどりの基本計画」に基づき、緑地の保全・緑化の推進を図ります。</p> <p>ウ. 道路整備に伴う道路沿道の緑化、公共施設の緑化、公園整備など都市の緑化を推進します。</p>
ii 海域環境保全の推進	<p>ア. ブルーカーボン活用に向けた、沿岸域生態系（藻場など）の管理、保全を図ります。</p> <p>イ. 藻場の再生・保全を推進し、沿岸域生態系の拡大を図ります。</p>

施策の分野③ ヒートアイランド対策の推進

施策の項目	施策
i ヒートアイランド対策の推進	<p>ア. 市民・事業者によるヒートアイランド対策の周知および促進を進めます。</p> <p>イ. 民有地の緑化推進を図ります。</p>

【指標】

施策の分野	指標		
	項目	単位	目標
①拠点ネットワーク型 都市づくり	・ 次世代自動車および充電設備の導入助成件数	件	500
②みどりの保全と創出 【吸収源対策】	・ 緑被率	%	53.2
	・ 藻場の回復面積	ha	3
③ヒートアイランド 対策の推進	・ 热帯夜日数の推移※	日	—

※熱帯夜日数の推移は、達成目標としての位置付けではなく経過観察を主目的とするモニタリング指標として設定

【市民・事業者の取り組み】

◆共通の取り組み

- ・ 電車やバスなどの公共交通機関や自転車の利用を心掛けましょう。
- ・ 自動車の買い替え時には、ハイブリッド車やEV（電気自動車）など環境負荷の少ない自動車を優先的に購入するよう心掛けましょう。
- ・ 自動車を運転する際には、エコドライブ（アイドリングストップ、急発進・急加速の抑制、適切な点検・整備など）を心掛けましょう。
- ・ 「民有地緑化支援制度」などを活用し、所有地の道路面・駐車場や所有建築物の壁面・屋上を緑化しましょう。
- ・ ヒートアイランド対策として、打ち水や緑のカーテンに取り組んでみましょう。
- ・ 敷地内のみどりや土の面を確保し保水力を高めましょう。
- ・ 藻場の再生など、ブルーカーボンの取り組みに参加しましょう。

◆市民の取り組み

- ・ 地産地消を促すため、買い物の際には地場の海産物や農産物などを積極的に購入しましょう。

◆事業者の取り組み

- ・ 貨物輸送における自動車利用を環境負荷の小さい船舶や鉄道などへ転換することを検討し、モーダルシフトに取り組みましょう。
- ・ 従業員に対してエコ通勤を推奨するとともに、テレワークの環境を整備しましょう。

エコ通勤

：自家用車から環境負荷の小さい通勤手段へ転換する取り組み

基本方針（4） 循環型都市の形成

【めざす姿】

ごみの減量化・資源化、適正処理により廃棄物排出量を低減するとともに、資源を有効活用することで、地球温暖化防止、まちの美化、魅力ある海洋環境の保全に貢献します。

【課題と取り組みの方向性】

廃棄物の焼却や排水処理によって、温室効果ガスが排出されます。本市のごみの焼却量は減少傾向にありますが、ごみの資源化率も低減しており資源循環に向けた更なる取り組みの推進が必要です。暮らしや事業活動に伴うごみの発生抑制を促進するとともに、不要になった物の再使用や再生利用を通じて資源の循環利用を強化します。

また、世界的に取り組みが加速している海洋プラスチック問題に取り組んでいくために、本市では「海洋都市横須賀 海洋プラスチックごみ対策アクション宣言」を行いました。市民や事業者に対する啓発活動により、使い捨て容器などの利用を低減し排出抑制に取り組むとともに、バイオマスプラスチックや紙製製品などの代替品への転用を促し、海洋へのプラスチックの流出抑制を進めます。

【主な施策】

施策の分野① ごみの減量化・資源化、適正処理の推進



図 4-4 ごみ焼却量と資源化率の推移

資料：低炭素で持続可能なよこすか 戰略プラン
(2011～2021) 令和元年度（2019年度）年次
報告書を基に作成

施策の項目	施策
i 発生抑制（リデュース）・拒否（リフュース）の推進	ア. 家庭ごみおよび事業系ごみの減量化・資源化などによる排出量削減を図ります。 イ. 市民・事業者と連携した「ごみ」の発生抑制に関する取り組みを推進します。
ii 再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）および適正処理の推進	ア. ごみの分別や資源化、不用品の再使用の促進に関する情報提供・普及啓発を進めます。 イ. 建設廃棄物のリサイクルを推進します。 ウ. リサイクルプラザ「アイクル」を拠点とした各種啓発事業を推進します。 エ. 地域の「ごみ」の減量化・資源化を推進する人材の育成を支援します。 オ. プラスチック資源の効果的な回収、再生利用や、バイオマスプラスチックの利用を推進します。

施策の項目	施策
iii 海洋プラスチック問題対策	<p>ア. 河川などから海へ流出する海洋プラスチックごみを削減するため、周知啓発を図ります。</p> <p>イ. レジ袋、使い捨てプラスチック容器などのプラスチックごみの発生抑制に対する取り組みを行います。</p> <p>ウ. プラスチックの代替品として、バイオマスプラスチック、紙などへの利用転換を促進します。</p>

【指標】

施策の分野	指標		
	項目	単位	目標
① ごみの減量化・資源化、適正処理の推進	• ごみの排出量	t	104,061
	• 1人1日当たりの一般廃棄物排出量	g/人・日	810
	• 資源化率	%	33.0

【市民・事業者の取り組み】

◆共通の取り組み

- 長く使って修理しやすい製品の購入に努めましょう。また、廃棄された後に環境への負荷が少ない製品を利用しましょう。
- リユース・リサイクルしやすい製品や再生資源を利用した製品を選択するグリーン購入を心掛けましょう。
- ごみを出すときは正しく分別し、リターナブルびんやトレイ、ペットボトル、紙パックなどの分別回収でリサイクルの推進に努めましょう。
- 海岸での清掃活動などに積極的に参加し、海洋プラスチックの削減に努めましょう。

◆市民の取り組み

- ごみが出ないように不要な買い物を控えるとともに、マイ箸、マイカップ、マイボトルなどを利用して使い捨て製品の利用を減らしましょう。
- 買い物の際にはマイバッグを持参し、レジ袋などの使用を減らしましょう。
- 過剰包装は断り、簡易包装の製品を選択し、シャンプーや洗剤などは詰め替え可能な製品を優先しましょう。
- 代替フロンを使用した製品を廃棄する際には、適正な回収・処理に協力しましょう。